

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和5年11月30日)

〔件 名〕

- 日本ジオパーク委員会によるユネスコ世界ジオパーク再認定審査の事前確認結果について  
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・2
- 鳥取県環境管理事業センターへの補助金支出に係る住民訴訟の判決について  
(循環型社会推進課)・・・5
- 鳥取県犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会(第3回)の概要について  
(くらしの安心推進課)・・・6
- 盛土規制法に基づく規制区域の指定について  
(まちづくり課)・・・7
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
(水環境保全課、住宅政策課)・・・8

## 生活環境部

## 日本ジオパーク委員会によるユネスコ世界ジオパーク再認定審査の事前確認結果について

令和5年11月30日  
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

ユネスコ世界ジオパークの再認定審査（令和6年度実施）に向けて行われた日本ジオパーク委員会の事前確認の結果について、2023年11月6日付けで通知があったので、その概要を報告する。

### 1 事前確認日程 令和5年10月10日（火）～12日（木）（3日間）

### 2 審査員

日本ジオパーク委員会 副委員長 宮原 育子（みやはら いくこ）氏  
（宮城大学・宮城学院女子大学名誉教授、宮城学院女子大学現代ビジネス学部教授）  
同 委員 大野 希一（おおの まれかず）氏  
（（一社）鳥海山・飛鳥ジオパーク推進協議会事務局 次長兼主任研究員）  
同 委員 渡辺 真人（わたなべ まひと）氏  
（（国研）産業技術総合研究所地質情報基盤センター 地質標本室シニアスタッフ）

### 3 日本ジオパーク委員会審査事前確認通知書（別紙）の内容要旨

#### 【総評】

- ・複数の自治体から派遣される協議会事務局のスタッフの入れ替わりが激しいこともあり、協議会の構成主体と事務局のジオパークの理念への理解と共有が不十分である。
- ・協議会と事務局は、ジオパーク活動に取り組む人々を繋ぐ役割を果たせていない。
- ・指摘された課題を一部の地域、関係者の問題と捉えずに、ジオパーク全体で議論し、解決に向かってほしい。

#### 【評価できる点】

- ・継続的にジオパークと関わって、教育、ガイド、保全などの活動を継続している地域住民がおり、ジオパークの理念をよく理解して活動している人たちがいる。
- ・ジオパーク全体をカバーする山陰海岸ジオパークトレイルの活用が環境省との連携により行われている。

#### 【今後の課題・改善すべき点】

##### <緊急に着手しないし解決すべき課題（来年5月まで）>

- ・地質物品の販売に関して、具体的な解決策の合意に至らない場合でも、問題解決に向けた行動計画を策定し、できる限りの行動を執り続けること。
- ・協議会が運営団体として機能し、ジオパーク全体をコーディネートできる事務局運営体制の具体的な改善を行うこと。

##### <できるだけ早く解決すべき課題（2年以内）>

- ・他のユネスコ世界ジオパークとの連携協定の締結、国内外のネットワーク活動への積極的参加。

##### <中長期的に解決すべき事項>

- ・ジオガイドやDMO（観光地域づくり法人）、旅行会社等の多様な主体と協働した観光プログラムの造成と誘客、ジオガイドの国際対応のスキルアップを更に進めること。

### 4 今後の対応

以下の点をはじめ指摘事項に対する対応を、来年1月にユネスコに提出するプログレスレポートに記載する。

#### ・石の販売について

令和5年8月に山陰海岸ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）に設置したタスクフォース（構成：兵庫県、豊岡市、日本ジオパーク委員会関係者等）において、基本方針、問題解決に向けた行動計画（検討状況、方向性、スケジュール）を策定する。

#### ・運営組織の強化について

協議会担当課長会議において、組織の法人化に向けて検討を進める。

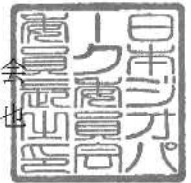
### 5 今後のスケジュール

- ・令和5年12月 プログレスレポート（案）を日本ジオパーク委員会に提出
- ・令和6年1月 プログレスレポートをユネスコに提出
- ・令和6年5～8月頃 世界再認定審査

2023年11月6日

山陰海岸ジオパーク推進協議会  
会長 関貴 久二郎 様

日本ジオパーク委員会  
委員長 中田 節也



### 日本ジオパーク委員会審査事前確認結果通知書

2023年10月10日から12日の現地調査およびその後日本ジオパーク委員会によって確認された貴地域に関する課題等をまとめて、ここに通知します。

#### 【総評】

13年前の世界ジオパーク認定から、継続的に活動する地元団体・事業者、地域住民がいる。その中には、ユネスコ世界ジオパークの理念の理解に努めながら、優れた活動をしている人たちがいる。その一方で、複数の自治体から派遣される本ジオパーク推進協議会(以下、協議会)の事務局(以下、事務局)のスタッフの入れ替わりが激しいこともあって、協議会の構成主体および事務局のジオパークの理念への理解と共有が不十分である。協議会と事務局は、ジオパークの理念を自治体職員や事業者、地域住民に伝え、ジオパーク活動に取り組む人たちを繋ぐ役割を果たせていない。

そうした中、ユネスコ世界ジオパーク・カウンシルからは、重要なジオサイトとほぼ一体に見える施設における地質物品の販売や事務局の運営体制などユネスコ世界ジオパーク作業指針の重要な点に関わる課題の指摘とともに、条件付き再認定の判断が下された。事務局、関係自治体・団体・事業者、地域住民の間では、今回の決定をこれまでの活動を見直す良いきっかけと捉えて様々な改善に向けた様々な動きが始まっている。指摘された課題を一部地域・一部関係者の問題と捉えずに本ジオパーク全体で考えようとする動きもある。この動きをさらに発展させて、関係者が互いにそれぞれの考えをよく理解し合って、本ジオパーク全体で議論し解決に向かって行ってほしい。

#### 【評価できる点】

- ・ジオパーク活動開始以来、継続的に本ジオパークと関わって、教育、ガイド、保全などの活動を継続している地域住民がいる。そうした住民の中には、ジオパークの理念についてよく理解して活動している人たちがいる。
- ・構成自治体が規模に応じてスタッフを派遣するシステムがある。
- ・本ジオパーク全体をカバーする「山陰海岸ジオパークトレイル」の活用が環境省との連携により少しずつ行われている。

#### 【今後の課題・改善すべき点】

##### I 緊急に着手ないし解決すべき課題(来年5月まで)

1. 地質物品の販売に関して、一事業者や一部地域だけではなく、本ジオパーク全体の問題として捉え、共に考え期限までに解決策を探ること。仮に期限までに具体的な解決策の合意に至らない場合でも、問題解決に向けた行動計画を策定した上で、それに基づきできる限りの行動を執り続けること。
2. ジオパークの運営には、ジオパークの仕組みや考え方に関する理解や活動の推進に継続

性を確保することが必要である。過去に JGC がこの課題を指摘した後、協議会は事務局の牽引や国内外ネットワークとの連携強化などを目指して組織体制の変更を行ったが、ほとんど機能しておらず、ジオパーク運営への理解や活動推進の継続性の実現は不十分なままである。協議会が運営団体として機能し、本ジオパーク全体をコーディネートできるように、ユネスコや JGC の過去の指摘事項の意味を理解し、事務局運営体制の具体的な改善を行うこと。

3. ユネスコ世界ジオパーク、GGN、APGN、JGN のロゴマークに関して、本ジオパーク内の各種案内板などを見直し、適切な使用で可視性を上げるとともに、特に、重要なジオサイトには、それらのロゴマークを必ず配置すること。また、案内板などのジオパークの説明を現在の定義に合わせて修正すること。
4. 環境省と協議会との連携に関して、双方で取り交わした文書を用意する等を行い、ユネスコの現地審査員に対して、明確に説明できるようにしておくこと。
5. 指摘事項の中にある「地場産品ブランド化認証システムの開発を完成させる」ことに関して、ユネスコの現地審査員に対して、指摘に対応した活動を的確に説明できるようにしておくこと。
6. 玄武洞公園について、現状では、ユネスコから指摘されている課題「安全なアクセスを確保」に至っていない。歩行困難者だけでなく全ての訪問者が安全にアクセスできるように、期限内にできる限りの対応を行うとともに、その後も更なる改善を行うこと。

## II できるだけ早く解決すべき課題（2年以内）

7. 山陰海岸ジオパークトレイルの冊子の中に、本ジオパークのエリアが示されていないので、冊子や看板にエリアを明示すること。また、海域の境界線を明確な根拠に基づいて再定義するための方針を策定すること。
8. 他のユネスコ世界ジオパークとの連携協定の締結や、国内外のネットワーク活動に積極的に参加し、ジオパークネットワークの一員としての役割を担うこと。

## III 中長期的に解決すべき事項

9. ジオガイドや DMO、旅行会社等の多様な主体との協働を進め、山陰海岸ジオパークトレイルや、歴史・文化資源を活かした観光プログラムの造成と誘客を進めること。また、ジオガイドの国際対応のスキルアップをさらに進めること。
10. 国土地理院の「自然災害伝承碑」に指定された、北但地震に関わる記念碑 2カ所と、豊岡市円山川における水害を伝える記念碑を、ジオツアー等のプログラムに活用すること。
11. 異なる背景や慣習を持つ主体同士が連携していく上で、対話し続けることはきわめて重要である。協議会と事務局が中心となって、本ジオパーク内に様々な課題を熟議できる雰囲気や機会を作ること。

以上で指摘した点や現地調査で指摘された改善点を踏まえ、来年のユネスコ審査の準備を進めてください。また、ユネスコに提出する書類を 12 月初旬に日本ジオパーク委員会に提出してください。

以上

# 鳥取県環境管理事業センターへの補助金支出に係る住民訴訟の判決について

令和5年11月30日  
自然共生社会局循環型社会推進課

(公財) 鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」）への県の公金支出は不当として、提訴のあった住民訴訟に対する鳥取地方裁判所の判決が10月27日にあったので、その概要を報告する。

## 1 提訴の概要

- (1) 原告 山根一典氏ほか9名
- (2) 被告 鳥取県知事
- (3) 訴訟提起日 令和4年6月18日
- (4) 請求要旨

- ・センターが産業廃棄物処分場周辺整備計画策定準備事業委託のために支出した金275万円を、県から受けた公金（補助金）から支出することは違法であるから、被告はセンターに対し、金275万円及び利息を請求すること。
- ・センターが県から交付金を受け取ったのは不当利得であるから、県から交付された交付金に利息を付して返還する義務があり、被告はセンターに対し返還義務の履行を命じなければならない。

## 2 判決

- ・原告らの請求を棄却する。
- ・訴訟費用は原告らの負担とする。

## 3 争点と裁判所の判断

争点	裁判所の判断(要旨)
(1) 補助金交付に関するセンターがした不法行為の存否	<p>次の点から原告ら主張に係る違法はいずれも認められず、それを前提とした不法行為の成立についても認めることはできない。よって、鳥取県がセンターに対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているとは認められない。</p> <p>① 促進条例及び手続条例の違反は認められないこと</p> <p>ア 産業廃棄物処理施設の設置によって生活環境等に強い影響を受け得る住民の利益を図っているという促進条例の趣旨、構造に照らすと、自治会を構成する地理的範囲の一部が周辺区域に含まれる以上は、自治会の地理的範囲の全体が促進条例にいう「対象地域」に該当し、その構成員が「地域住民」に該当すると解するのが相当。</p> <p>イ 要件として周辺区域内に人家の存在等を求めることは、産業廃棄物処理施設の設置によって生活環境等に強い影響を受け得る住民の利益を図っているという促進条例の趣旨、構造に反してその適用範囲を限定的に解釈するものにほかならず、採用の限りでない。</p> <p>② 最終処分場の設置が禁じられた土地にそれを設置するものであるとは認められないこと</p> <p>ア 開発協定は、旧淀江町と環境プラント工業との間で締結された合意であるから、センターがこの約定に拘束されるものであるとはにわかに認められない。</p> <p>イ 開発協定には、協定内容の変更に関する約定が設けられていることなどを考慮すれば、不法行為上の違法性があるとは認め難い。</p> <p>ウ 米子市は、令和元年8月、センターに対し、条件付きで最終処分場の設置に同市有地の利用を認める旨の通知を發出していることなどを併せ考慮すれば、センターに不法行為上の故意ないし過失があると認めることもできない。</p>
(2) 補助金交付に関するセンターの不当利得の存否	<p>上記で検討したとおり、補助金交付に違法性が認められないことから、少なくとも不当利得の成立要件のうち「法律上の原因がないこと」の要件を欠くことになるため、鳥取県がセンターに対して不当利得返還請求権を有しているとは認められない。</p>

## 鳥取県犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会（第3回）の概要について

令和5年11月30日  
くらしの安心推進課

犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会（第3回）を開催したので、概要を報告する。

### 1 検討会の概要

- (1) 日 時 令和5年10月16日（月） 9時30分～正午
- (2) 出席委員 大岡座長、北野委員、徳田委員、本郷委員、田村委員、牧田委員、谷口委員
- (3) 検討内容

第2回検討会までにいただいた意見をまとめた検討案（支援組織の体制・機能、支援対象とする被害者の範囲、支援施策の充実）を示し、各委員から意見をいただいた。

#### ①支援組織の体制・機能

##### ○新たな支援組織の体制（案）

- ・ 県に犯罪被害者支援に係る総合相談窓口を設置、警察、被害者支援センター、性暴力被害者支援センターと連携して、ワンストップで支援を行う。
- ・ 被害者のニーズを把握し、必要な支援をコーディネートする専門資格者（臨床心理士、社会福祉士等）の配置を検討する。

##### ○支援組織が備えるべき新たな機能（案）

- ・ ケアマネジメントの手法を取り入れた支援のコーディネート、フォローアップ
- ・ 個別事案の支援内容を関係機関等と調整する支援調整会議の設置
- ・ アウトリーチによる支援（重大事案への早期介入、相談がない被害者への情報提供）
- ・ 市町村窓口のサポート、助言

##### [委員の主な意見]

- ・ 被害者相談は1回でなるべく多く情報を聞き取り、関係機関に情報共有できないと被害者の負担は減らない。
- ・ 事件直後の混乱期に警察が困りごとに敏感に動いてくれて、後ですごく助かったと感じた。その時は自覚していない困りごとも多くあり、アウトリーチによる支援は大事である。
- ・ 被害者は、事件直後は混乱している。被害者がある程度強制的にでも連れ出して、大事なことは支援調整会議で話をしてもらおうと良い。
- ・ 市町村の位置づけを明確にして、複合的な課題を解決できるよう市町村との連携等も検討して欲しい。

#### ②支援施策の充実

##### ○経済的支援の検討（案）

- ・ 被害直後から必要となる医療費、葬儀費用、医療機関への交通費などの費用を支援
- ・ 日常生活に支障が生じる場合、家事援助、配食、介護、一時保育等の費用を支援
- ・ 自宅の居住が困難な場合に転居費用・転居先の家賃等を支援、防犯対策に要する費用を支援
- ・ 裁判傍聴等に必要となる交通費、加害者の財産開示手続き、被害者情報収集・真相究明に要する費用を支援

##### ○カウンセリング・法律相談の拡充（案）

- ・ 臨床心理士等によるカウンセリング、弁護士による法律相談の無料回数の拡充

##### [委員の主な意見]

- ・ 支援施策は、被害者の置かれている状況に応じて、柔軟に対応できるものが良い。
- ・ 即応的な見舞金や医療費等の支援は、警察と連携して、被害者と判断できれば、県が一括して支給する仕組みを再構築すべき。
- ・ 経済的支援は迅速性が大事。生活に必要な給付は、要件を固めすぎて支援が遅れては困る。
- ・ 生活再建という意味ではファイナンシャルプランナー等による相談も支援に含めてはどうか。
- ・ カウンセリング、法律相談は、支援回数を超える場合は、困窮状態や精神面など、上限を超えて支援する必要性を支援調整会議等で判断してはどうか。

#### ③支援対象とする被害者の範囲

##### ○支援対象とする被害者の範囲（案）

- ・ カウンセリング、法律相談等の支援は、犯罪による被害者は全て対象とする（被害届の有無は問わない）
- ・ 経済的支援は、犯罪（過失を含む）により死亡、障がい、重傷病を負った被害者・遺族、不同意性交の被害者及び特殊詐欺被害等の被害者（生活の維持が困難になった者）を対象とする（被害届が受理された被害者）

##### [委員の主な意見]

- ・ 過失による被害であっても犯罪被害によって被害の影響には変わりはない。他の補償制度がなければ、過失被害も補償対象として良い。
- ・ 特殊詐欺被害の支援は、個別に判断する必要がある。支援要件を資産状況で判断すると、老後の貯蓄に備えている人ほど支援されない等、反発を招きかねない。
- ・ 経済的支援の対象を個別に判断する審査会などを検討していただきたい。

### 2 今後のスケジュール

- 令和6年1月 第4回検討会  
2月 検討結果の取りまとめ、常任委員会報告

# 盛土規制法に基づく規制区域の指定について

令和5年11月30日  
まちづくり課

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」）に基づく規制区域の指定にあたり、法に基づく基礎調査の結果をもとに盛土規制区域アドバイザー、市町村の意見を踏まえて、規制区域の指定案を取りまとめたので、その概要を報告する。

## 1 規制区域の指定について

### (1) 法の概要

- 都道府県、政令市又は中核市が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域に指定し、規制区域内で行う一定の盛土等の許可を行う。
- 規制区域は、法に基づく基礎調査の結果を踏まえ、「宅地造成等工事規制区域」、「特定盛土等規制区域」として指定（公示）することができ、規制区域の種別により許可を要する盛土等の規模が異なる。
  - 鳥取市の区域は、市が規制区域を指定、盛土等の許可等を行う権限を有する。

[規制区域及び許可規模]

区 域	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
規制区域の概要	市街地や集落その周辺など人家等が存在する区域	市街地や集落等から離れているが、人家等に被害を及ぼしうる区域（宅地造成等工事規制区域を除く）
許可規模	①盛土で高さ1 m超の崖 ②切土で高さ2 m超の崖 ③盛土切土で高さ2 m超の崖 ④盛土で高さ2 m超 ⑤盛土切土の面積500㎡超かつ高さ1 m超 ⑥堆積の高さ2 m超 ⑦堆積の面積500㎡超かつ高さ1 m超	①盛土で高さ2 m超の崖 ②切土で高さ5 m超の崖 ③盛土切土で高さ5 m超の崖 ④盛土で高さ5 m超 ⑤盛土切土の面積2,000㎡超かつ高さ1 m超 ⑥堆積の高さ5 m超かつ面積1,500㎡超 ⑦堆積の面積2,000㎡超かつ高さ1 m超

### (2) 規制区域指定の考え方

規制区域は、盛土条例が県内全域を対象としていることを踏まえ、鳥取市以外の全域を県が、鳥取市の全域を市が「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」に指定する。

#### ① 宅地造成等工事規制区域

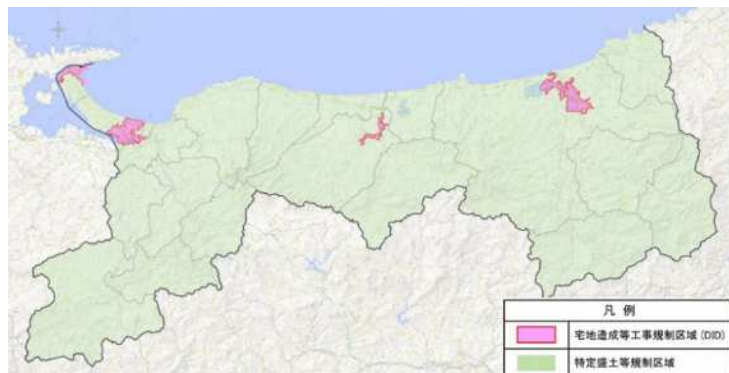
- 人口密度や人家等の密集度等の状況を踏まえ、盛土等による被害が発生した場合に被害が大きくなると考えられる人口集中区域（DID地区※）を基本とした区域とする。
  - ※DID地区は、国勢調査において設定される区域であり、人口密度が4,000人/k㎡以上の区域が互いに隣接した人口が5,000人以上となる地区に設定。（県内は4市）

#### ② 特定盛土等規制区域

- 宅地造成等工事規制区域を除く県内全域とする。

#### ③ 指定日

- 令和6年1月1日（市指定日と同日）  
規制区域の指定案は、令和5年10月20日に県と市のホームページで公表し、業界団体等にも周知した。



詳細図面等は県・市のホームページに掲載

### (3) 盛土規制区域アドバイザーの意見

- 法の盛土規制においても、隙間が生じないように県内全域を規制区域に指定することが必要。
- 宅地造成等工事規制区域は、区域を広げすぎると防災的な効果を見込めないにも関わらず、単に規制だけがかかることになるため、人家や人口の密度が高いDID区域を基本とする区域の指定が適当である。

## 2 今後の予定

- 令和5年12月 鳥取市が「市条例」を12月議会に付議  
規制区域の公示（市と同時）、規制区域を指定した旨の市町村への通知
- 令和6年1月 県と鳥取市において、法に基づく盛土等の規制を開始

<参考>盛土規制区域アドバイザー

委員名	職名等
梶見 吉晴	鳥取大学 前学長顧問（研究推進担当）（特任教授）
小野 祐輔	鳥取大学 工学部社会システム土木系学科（教授）
中村 公一	鳥取大学 工学部社会システム土木系学科（准教授） 鳥取県防災顧問（土砂災害対策）
酒井 哲弥	島根大学 総合理工学部地球科学科（教授）
猪迫 耕二	鳥取大学 農学部副学部長（教授）

開催状況：令和4年11月から令和5年11月まで5回開催

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和5年11月30日  
生活環境部

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
自然共生社会局 水環境保全課	天神浄化センター電気設備工事その 33(管理棟受変電設備改築)	東伯郡 湯梨浜町 はわい長瀬	東芝インフラシステムズ株 式会社 中国支社 統括責任者 木下 俊一	408,100,000円 (予定価格) 408,217,700円	令和5年10月27日 ~令和7年3月14日	令和5年10月27日	制限付 一般競争入札 (1社)



一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和5年11月30日  
生活環境部

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由等
くらしの安心局 住宅政策課 (営繕課)	県営住宅材木町団地第二期エコ改善 工事(59-1棟)(建築)	鳥取市 材木町	八幡コーポレーション株式会社 代表取締役 中山 忠雄	(当初契約額) 135,080,000円	令和5年4月14日 ~令和5年11月15日	(当初契約年月日) 令和5年4月14日	
				(第1回変更契約額) 136,092,000円 (変更額) 1,012,000円	令和5年4月14日 ~令和5年11月15日 (変更なし)	(変更契約年月日) 令和5年4月27日	(主な変更理由) ・労務単価の上昇に 伴う金額変更
				(第2回変更契約額) 145,812,700円 (変更額) 9,720,700円	令和5年4月14日 ~令和6年1月15日 (変更)	(変更契約年月日) 令和5年11月7日	(主な変更理由) ・外壁調査結果による 補修数量の追加 ・追加工事による 工期延長